

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 調整項目 (□ 資材等の流用 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整) <input checked="" type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input checked="" type="checkbox"/> その他(和賀白川線他工事との調整(工事特記仕様書に明記)) <input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名(市道の一般交通に影響を与える施工) 施工時期及び施工時間(8:30~17:00) 施工方法() <input type="checkbox"/> 工期は、縫越手続きが完了後、契約の日から()日間に変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期() <input type="checkbox"/> 占用物件名(□ 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> その他()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (□ 別添図 <input type="checkbox"/> ~ <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期(□ 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード(□ 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間() <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法() <input type="checkbox"/> その他()
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 (<input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 施工方法等 (□ 指定工法名() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) 施工時期() <input type="checkbox"/> 調査項目 (□ 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査) <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議() <input type="checkbox"/> 調査方法 (□ 別途資料 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査費 (□ 計上あり <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> その他()
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置(□ 別途図面 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 (□ 別途図面 <input checked="" type="checkbox"/> その他(工事特記仕様書に明記) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input checked="" type="checkbox"/> 指定路線以外 <input checked="" type="checkbox"/> 配置人員数 (4名(うち1名は交通誘導員A)) (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。) <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり <ul style="list-style-type: none"> ・近接公共施設名等 (□ 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他()) ・制限を受ける工種() ・制限内容() <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (□ 別添図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (□ 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> イメージアップの内容(率分)() <input type="checkbox"/> イメージアップの内容(積上)() <input type="checkbox"/> その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO.2

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input checked="" type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（和賀白川線他工事との調整） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input checked="" type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input type="checkbox"/> 残土処分（その他） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input checked="" type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分地（ <input checked="" type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別添協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他（和賀白川線事業間流用））運搬距離（土工配分図による図面64） <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場（コン塊） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 運搬距離（L = km） <p style="text-align: center;">【注：その他の項目（ ）については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと】</p> <input checked="" type="checkbox"/> 処分地での処理費（ <input checked="" type="checkbox"/> 計上あり（ <input checked="" type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（平成 年 月頃（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO.3

明示項目	明示事項	条件及び内容
排水工（濁水処理を含む）関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ ）、材料種類（ ）、施工範囲（ ） 削孔数量（ ）、注入量（ ）、その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ）、材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生アスコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂） <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 （認定製品の品名：仕様書のとおり） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input checked="" type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ）期間（ ）その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）保管場所（ ）その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ） 時期（平成 年 月 日）その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 運搬方法（ <input checked="" type="checkbox"/> 請負者で運搬 <input type="checkbox"/> 請負者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 引渡場所（ <input checked="" type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 数量（ 6253 m ³ ）運搬距離（別添図参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成24年7月版）を適用（部分改訂を行った内容も含む（ ）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO.4

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 工事完成図書（試行）	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input checked="" type="checkbox"/> (1)部）とする。 <input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ()部）とする。 電子納品の取扱いは「三重県CALS電子納品運用マニュアル（案）」によるものとする。なお、「試行」とは、正式な成果物は紙納品し、並行して電子納品を試行的に実施するものである。
産業廃棄物		<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
県内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号）を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市

工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書（以下「公共共仕」という）によらなければならない。

2. 設計図書の照査

2-1 請負者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

3. 施工計画書

3-1 請負者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- (3) 施工計画書は工事着手前に監督員に提出しなければならない

3-2 請負者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。

4-3 週間工程表を提出すること(監督員指示による)。

5. 排水処理

5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用海域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を請負者の責任において講じなければならない。

5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること

6. 現場管理一般

6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に入りきれない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、請負者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輌の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、請負者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

6-3 職員の駐在

- (1) 請負者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

6-4 鈴鹿川左岸側の河川管理用通路を確保しながら盛土施工を行うこと。

6-5 和賀白川線関連工事全般における工事用道路として使用する既設舗装の維持管理を行う事、なお、費用については監督員と協議を行い決定する。

6-6 積荷転落防止柵基礎工の施工については、他工事と施工時期及び施工方法を調整し、施工すること。

7. 損害補償

7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て請負者の負担と責任において行うものとする。

7-2 請負者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、請負者で事前に調査を行うこと。

7-3 請負者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

8. 竣工時の提出書類

8-1 請負者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

9. 検査

9-1 請負者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 請負者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

10. 設計施工調整会議(三者会議)

10-1 請負者は、契約後速やかに設計図書の照査を行い、施工者及びその詳細設計を担当した技術者及び発注者とで構成する設計施工調整会議(三者会議)の必要性がある場合は実施すること。

10-2 請負者は、詳細設計を実施した設計者と設計施工調整会議開催及び費用について適切に契約を締結すること。

10-3 開催時期については、工事着手前(施工者による設計図書の照査及び現地調査終了後)に行うものとする。

11. その他

11-1 他工事との工程調整は、監督員及び関係施行者と協議のうえ行うこと。

【他工事】・和賀白川線鈴鹿川橋梁上・下部工事:H23.9月～H25.9月末

・JR跨線橋工事:H24.4月～H25.3月末

・和賀白川線道路改良【補強土壁】工事:H24.6月～H25.6月末

・和賀白川線道路改良【舗装】工事:H25.8月～H26.2月末予定

※別添「和賀白川線工事箇所位置図」参照

11-2 交通誘導員は、全ての工事稼働日について配置を行うこと(休工日は除く)。

工事稼働日は、配置人員数4名(うち1名は交通誘導員A)を配置し、配置期間は平成25年6月からを予定。
(25年6月までは他工事にて配置。)

11-3 補強土及び盛土の材料は購入土の使用を想定しているが、他機関と公共工事間の残土流用に関する調整を行っており、購入土の全て又は一部を変更する場合がある。

11-4 請負者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。

11-5 各種請負作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。

11-6 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。

11-7 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。

11-8 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。

- 11-9 汎用性の高い製品(県型側溝・歩車道境界ブロック等)は、リサイクル製品(三重県の認定品に限る)を使用すること。
- 11-10 廃棄物については、分別ボックスや場所を設けるなどして適切に分別・整理し、適切に処理すること。
- 11-11 請負者は、契約後、和賀白川線関連工事請負者及び発注者が組織する「和賀白川線安全協議会」への加盟手続きを速やかに行い安全管理に努めること。
- 11-12 「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成 23 年 4 月 1 日)」第 5 の 1 に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 11-13 設計図書の変更(共仕第 1 編 1-1-17)において、設計図書の訂正又は変更は発注者が自ら行うものと規定されているが、設計変更の一層の円滑化を図る観点から下記のとおり当該工事にて試行的に運用を行う。
- (1) 請負者による設計図書の変更対応について
- 1) 請負者は工事の施工に際し、契約書第 18 条に基づき工事の施工条件が設計図書と不整合が生じた場合(現地不一致、沿道地域からの変更要望等)は監督員に必要資料を添えて確認を求めるものであるが、その対応策等について監督員は請負者に検討することを協議・指示できるものとする。また、上記以外の事項についても請負者にて検討することを協議できるものとする。なお、請負者が上記検討を実施する場合の費用については、契約変更の対象とする。
 - 2) 契約書第 19 条に基づき発注者が設計図書を変更する場合、設計図書作成に必要な資料(図面・数量計算書等)の作成について監督員は請負者に作成を協議・指示できるものとする。なお、請負者が上記資料を作成する場合の費用について、契約変更の対象とする。
- (2) 上記(1)に伴い、当該工事においては次のとおり費用を計上するものとする。

図面等の種類	単位	数量		
		係数(a)	係数(b)	係数(c)
平面図	枚			
縦断図	枚			
平面及び縦断図	枚			
横断図	枚			
標準横断図	枚			
一般構造物図	枚			
小構造物図	枚			
各種工法図・展開図	枚			
数量計算書	枚			
設計計算書	枚			

用語の定義は次のとおりとする。

係数(a)…修正程度小(50%程度未満)のもの

係数(b)…修正程度大(50%程度以上)のもの

係数(c)…新規図面とする場合

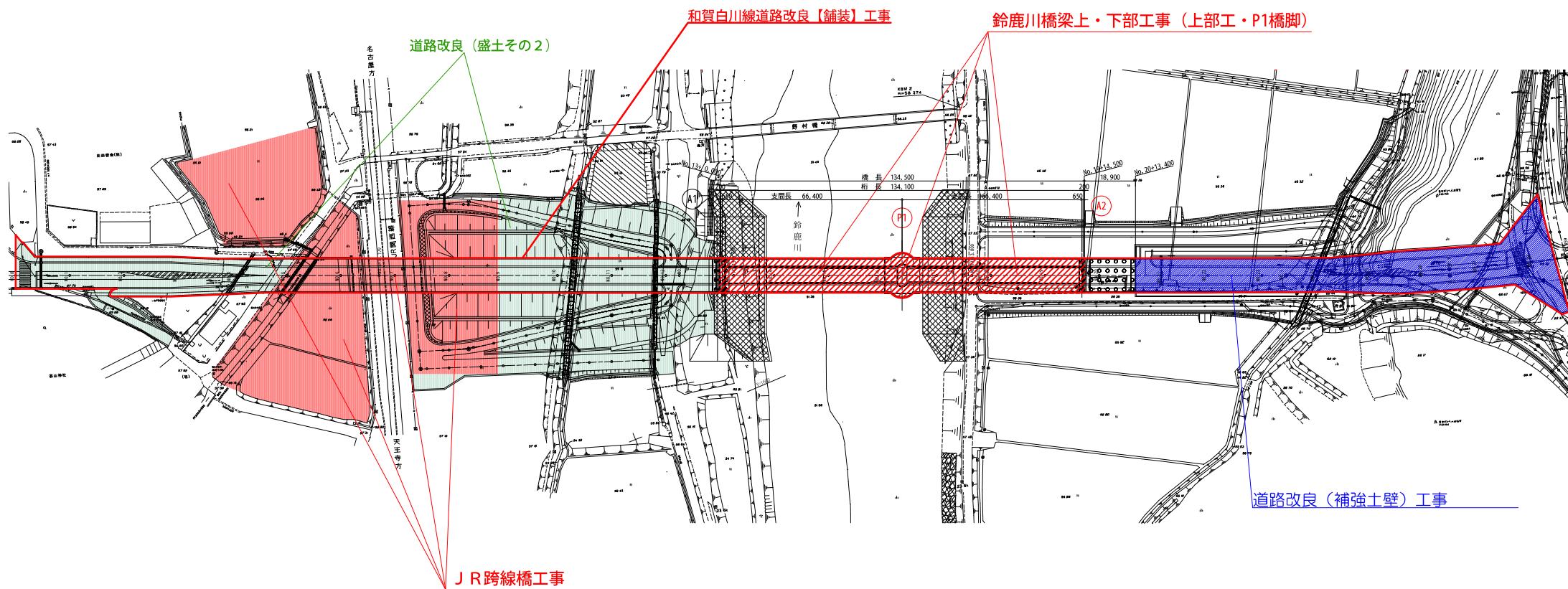
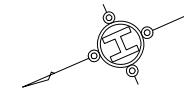
なお図面タイトル、誤字修正、変更にて削除する図面、その他微少修正は費用の対象とはしない。

また、本来見え消し修正可能なものを新規図面とする場合、係数(c)は適用せず、係数(a)又は(b)を適用するものとする。

(3) 作成した資料(図面・数量計算書等)は電子データにて監督員に提出するものとする。

(4) 試行的に運用を行うため、当市の行う調査(アンケート等)について、協力を行うこと。

和賀白川線工事箇所位置図



(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

分別解体等の方法

「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法()
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 (取壊し工)	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費 + 受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）
少なくとも以下の事項について説明する。
- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - ・新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - ・工事着手の時期及び工程の概要
 - ・分別解体等の計画
 - ・解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当室長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について
契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。
- （1）解体工事に要する費用
 - （2）再資源化等に要する費用
 - （3）分別解体の方法
 - （4）再資源化等をする施設の名称及び所在地